

葉山町議会基本条例等の一部改正の概要

趣 旨

議員の政治倫理の向上と違反行為に対する措置の厳格化

改正のポイント

1 議会基本条例及び政治倫理条例に関する研修の実施を義務化（議会基本条例第20条）

2 起訴後の説明会の開催範囲を拡大（政治倫理条例第10条）

職務関連犯罪

拡大

刑事事件全般

3 有罪判決確定後に辞職手続を執る犯罪の範囲を拡大（政治倫理条例第11条）

職務関連犯罪

拡大

職務関連犯罪

+

議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪

執行猶予付
判決を含む

放火、殺人、傷害、横領、窃盗・強盗、常習賭博、
麻薬・覚せい剤の所持又は使用、淫行、痴漢、盗撮、
飲酒運転、飲酒運転以外での交通事故(人身事故)、著し
い速度超過違反 (国家公務員の免職・停職に準拠)

4 政治倫理条例を遵守する宣誓書の提出を義務化（政治倫理条例第14条）

5 議員報酬等の一時差止め等に係る規定を追加（議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の3、第6条の2）

これまでの逮捕等期間の議員報酬及び期末手当の一時差止め等に加え、上記3に係る犯罪により起訴され、起訴から判決確定までに開催される定例会の会議等を1月につき1/2を超えて欠席した場合、議員報酬等を一時差止めし、有罪判決の確定により不支給とする規定を追加